

令和5年度税制改正に伴う変更点（先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例）

項目		旧制度（～R5.3.31までに取得した設備）	新制度（R5.4.1～取得した設備）
適用要件		①設備の取得前に先端設備等導入計画の認定を受けること ②計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること	同左 （ただし、令和5年4月1日以降、新様式で申請し、認定を受ける必要があります）
設備の要件		以下の2点を工業会が証明した設備 ①生産性に関する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上 ②販売開始時期の要件	認定経営革新等支援機関の確認を受けた「投資利益率が年率5%以上の投資計画」に記載された設備 【投資利益率】 $\frac{\text{（営業利益+減価償却費）の増加額}^{\ast}}{\text{設備投資額}}$ ※設備の取得等をする翌年度以降3年度の平均額
対象設備・取得価額の要件等	機械装置	160万円以上	同左
	工具	30万円以上	同左
	器具備品	30万円以上	同左
	建物附属設備	60万円以上	同左
	構築物	120万円以上	対象外
	事業用家屋	取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの1棟120万円以上	対象外
特例率、特例適用期間		一律ゼロ (3年間特例を適用)	賃上げ方針の表明を行っていない場合と行った場合で異なる
適用期限		令和5年3月31日までに取得した資産	令和5年4月1日～令和7年3月31日までに取得した資産
資産税課への提出書類		・固定資産税特例適用申請書 ・先端設備等導入計画の申請書の写し ・先端設備等導入計画の認定書の写し ・工業会の仕様等証明書の写し ※リース会社の場合はその他必要書類があります	・固定資産税特例適用申請書 ・先端設備等導入計画の申請書の写し ・先端設備等導入計画の認定書の写し ・ 先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し（認定経営革新等支援機関が発行） <賃上げ方針の表明を行った場合のみ以下も提出> ・ 賃上げ方針を表明したことを証する書類の写し ※リース会社の場合はその他必要書類があります

◎特例率、特例適用期間について

賃上げ方針の表明を行っていない場合と行った場合で異なります。

また、賃上げ方針の表明を行った場合は取得時期により、特例適用期間が異なります。

賃上げ方針の表明	設備の取得時期	特例適用期間	特例率
無し	R5.4.1～R7.3.31	3年間	1/2
有り [※]	R5.4.1～R6.3.31	5年間	1/3
	R6.4.1～R7.3.31	4年間	

※賃上げ方針を先端設備等導入計画に記載できるのは、計画の新規申請時のみです。

新規申請時に賃上げ方針を計画に記載せず、後から変更申請で賃上げ方針を計画に記載することはできませんので、ご注意ください。

※雇用者給与等支給額の増加率が1.5%以上となる賃上げ方針の表明が必要です。

$$\text{雇用者給与等支給額の増加率} = \frac{\text{【A】} - \text{【B】}}{\text{【B】}}$$

【A】 計画認定の申請日の属する事業年度[※]又は当該申請日の属する事業年度の翌事業年度における雇用者給与等支給額

※令和5年4月1日以後に開始する事業年度に限る。

【B】 当該申請日の属する事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額